

専修学校に対して外国人留学生の在籍管理等を徹底するよう引き続き御指導いただくとともに、その受入れ状況等の把握のための定期報告をお願いするものです。

8 教生推第 1 6 号  
令和 8 年 4 月 2 7 日

各都道府県専修学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
専修学校を置く国立大学法人担当課長 殿  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長  
新木 聡

### 専修学校における外国人留学生の在籍管理等について（依頼）

専修学校における留学生の受入れについては、従前より「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生生推第 51 号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）により適切な受入れが進められるよう、お願いしてきたところです。

今般、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）が策定され、当該対応策では、各専修学校における在籍管理の徹底を前提としつつ、外国人留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を実施することが求められています。

については、各所轄庁においては、下記に御留意の上、改めて所管の専修学校における適切な外国人留学生の在籍管理等の徹底が図られるよう引き続き御指導をお願いします。また、外国人留学生を受け入れる専修学校においては、受入数に相応した管理体制及び教育指導等への配慮が求められることを踏まえ、同通知では、所轄庁に専修学校に対してその事前確認や受入状況等の報告を求めることを取扱いの方法例として示しており、これに基づき、所轄庁は、専修学校から報告を受け、必要に応じ指導を行ってきたものと承知しています。この報告の徹底及び効率化を図るため、今後は、同意が得られた所轄庁については、文部科学省が当該所轄庁と連名で当該所轄庁が所管する全ての専修学校に対して行う文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）による調査を活用し、その調査結果を外国人留学生の管理体制等の報告として状況の把握を行うことができるようにします。所轄庁においては、下記に御留意の上、当該報告やその他の方法で外国人留学生の在籍管理等が適正に行われていない専修学校を把握した場合は、地方出入国在留管理局と情報を共有した上で、当該専修学校に対して改善に向けて御指導をお願いします。

また、指導を繰り返したにも関わらず不適切な状態の改善がなされない場合は、当該専修学校に対する補助や助成等の減額や不交付等の措置などを御検討いただくと

もに、地方出入国在留管理局と連携して必要な措置を講じるようお願いします。

なお、「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）（平成22年9月14日付け22生推第51号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）」については、本通知をもって廃止します。

## 記

### I. 外国人留学生の在籍管理等に関する具体的留意事項について

外国人留学生（以下「留学生」という。）を受け入れる専修学校においては、以下の事項に関し特に留意するようお願いします。

#### 1 留学生の受入れから卒業時までの留意事項

##### (1) 入学者の募集・選抜について

###### ①入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

###### ②入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア～ウに留意しつつ、適切に行うこと。

##### ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

##### イ 日本語能力の判定について

専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）等を遵守するとともに、日本語の必要な能力の基準を明確化し、適切な水準を維持できるようにすること。また、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、志望学科（日本語に関する学科を除く。）の教育課程を履修し得る日本語能力（日本語教育の参照枠で示すB2以上が相当）を有しているか否かを適切に判定する観点から、公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施している日本語能力試験又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験（試験科目「日本語」）や、面接による日本語能力の確認などを行うことが望ましいこと。

##### ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要

する費用の支弁方法等を含め、我が国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

## (2) 留学生向けのオリエンテーションについて

### ①入学時等オリエンテーションの実施について

留学生の入学時等には、オリエンテーションを実施し、少なくとも次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

ア 留学期間中の勉学に関すること

イ 日本における生活、日本の文化等に関すること

ウ 出入国在留管理に係る手続に関すること（例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要な場合があることなど）

エ 法令等の遵守に関すること（資格外活動のルールを遵守することなど）

オ その他の注意事項（火災保険や自転車損害賠償保険など必要な保険への加入に関すること等）

### ②母国語によるオリエンテーションの実施について

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

## (3) 留学期間中の在籍管理等について

### ①在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、連絡や面談等による改善指導を徹底すること。改善の見込みのない場合には退学について協議等を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の17に基づき地方出入国在留管理局に届け出るよう努めること。

オ 退学・除籍させる留学生については、その後の帰国や進学・就職等の指導等を行うとともに、帰国等の状況を十分に把握し、各専修学校が責任を持って当該学生が不法滞在にならないよう適切な対応をすること。

### ②生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居、交通ルールに関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹

底すること。

#### ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、留学生の生活指導に係る業務に専任させるなど十分な指導ができる体制を整えること。

#### イ 資格外活動（アルバイト）について

留学生による資格外活動（アルバイト）については、3か月に1度、任意の方法により、①資格外活動許可の有無、②就業先（就業場所）の名称、③具体的な就業内容、④毎日の就業時間を正確に把握すること。なお、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

(ア) 風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

(イ) アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）等を携行すること。

(ウ) 就業時間については、資格外活動許可の条件である週 28 時間（在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日8時間）を超えて就業しないようにすること。

(エ) 資格外活動許可の有無、就業先（就業場所）の名称、具体的な就業内容に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口に遅滞なく届け出ること。

#### ウ その他

留学生に対して、在留資格関係情報の変更が生じた際の手続及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握すること。

### ③日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても、留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

#### (4) 卒業時の指導等について

留学生を受け入れている専修学校においては、留学生の増加によって不法残留者が増加することのないよう、「留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について」（平成 27 年 1 月出入国在留管理庁）の内容に基づき、留学生が卒業等した際の在留資格関係手続等について適切に行うこと。

## 2 留学生の受入数に関する取扱い

平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号生涯学習政策局長通知記 2（2）に規定する留学生の受入数の取扱いについては、以下の取扱い例に留意し、適切に取り扱うものとする。

### ○留学生の受入数に関する取扱いの方法例

#### (1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

各専修学校が入学を許可し受け入れた留学生については、自ら責任をもって在留管理を行う必要があり、学生数の確保という観点で安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと。専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切

な留学生管理を確保できる範囲内にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

(2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方出入国在留管理局へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続を行うこととなる留学生の数が、総入学定員数の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について、出入国在留管理庁により、教育機関の選定において「適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）」として選定されていない（「新規・再開校」を除く。）年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの（選定を受けなかった年を除く。）。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

(3) 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- i) 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生受入れのための組織体制について、複数年度にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることができることとする。
- ii) (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく所轄庁に対する定期報告を行わず、総入学定員の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

## II. 文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) を活用した外国人留学生の管理体制等の調査 (報告) について

留学生の受入れについては、受入数に相応した管理体制及び教育指導等への配慮が求められることを踏まえ、市町村立及び私立の所轄庁において適切にその状況を把握いただきますようお願いいたします。状況の把握に関しては、これまで「専修学校における留学生管理等の徹底について (通知)」(平成22年9月14日付け22生推第51号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知)に基づき、各所轄庁において調査等を実施されていたものと承知しております。今後は、文部科学省が、把握方法について同意が得られた所轄庁と連名にて、文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) を活用の上、当該所轄庁が所管する全ての専修学校に対して調査を年2回行いますので、

所轄庁は、当該調査結果を所管する専修学校からの定期報告として取り扱ってください。当該調査（報告）では、本通知の「留学生の受入数に関する取扱いの方法例」で示している受入体制や在籍管理の実績を確認するとともに、留学生の在籍人数や出身国（地域）の別などの受入れ状況を把握します。所轄庁は、所管の学校に対し、当該調査（報告）が実施される旨及び調査に適切に回答するように促すよう御指導をお願いします。

文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）を活用しない所轄庁においては、上記の趣旨を踏まえ、年 2 回定期報告を受け、その状況を適切に把握いただきますようお願いいたします。

なお、各専修学校が地方出入国在留管理局に提出している留学生の氏名や住所等の一覧については、個人情報に該当することから当該調査では提出を求めません。各専修学校が地方出入国在留管理局に適切に提出するよう所轄庁から御指導をお願いします。

把握した情報については、地方出入国在留管理局と適宜共有し、在留管理等について改善を要する専修学校がある場合は、当該専修学校に対して改善に向けての御指導をお願いします。また、指導を繰り返したにも関わらず不適切な状態の改善がなされない場合は、当該専修学校に対する補助や助成等の減額や不交付等の措置などを御検討いただくとともに、地方出入国在留管理局と連携して必要な措置を講じるようお願いいたします。

#### 【当該調査（報告）で把握する主な内容】

- ・ 留学生受入れ状況（在籍人数や出身国（地域）の別など）
- ・ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）
- ・ 在籍管理の実績（出入国在留管理庁から受けた教育機関の選定結果、・退学者・除籍者等の報告状況など）
- ・ 留学生受入れのための組織体制（生活指導教職員・日本語教職員の配置状況など）

#### 【留意事項】

文部科学省と連名で調査を行うことについての同意の有無は、別途確認をします。

EduSurvey による調査（報告）は、回答データがクラウドに直接蓄積されるため、所管の専修学校の回答は、所轄庁の「マイページ」から確認・修正をすることができます。

○マイページログイン

<https://edu-survey.mext.go.jp/s/login>



### 【実施スケジュール】

当該調査（報告）は、留学生が入学した後の5月頃と11月頃を目途に年2回実施する予定です。調査（報告）の実施については、その都度連絡します。

### Ⅲ. 参考資料

- ・「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日関係閣僚会議決定）」抜粋【別添1】
- ・外国人留学生の管理体制等の調査（報告）項目について【別添2】
- ・「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導方針」【別添3】
- ・専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）（平成22年9月14日付け22生推第51号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）【別添4】
- ・留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について（平成27年1月出入国在留管理庁）【別添5】
- ・専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」（平成22年9月14日付け22文科生第473号文部科学省生涯学習政策局長通知）【別添6】

#### 【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局生涯学習  
推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係  
[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線：2939）  
E-mail: [syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

## 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

(令和 8 年 1 月 23 日関係閣僚会議決定)【抜粋】

## 第 1 既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

## 1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

## (2) 在留管理の一層の適正化

## イ 在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討

## ④在留資格「留学」に係る適正化

文部科学省と出入国在留管理庁が連携した在籍管理の徹底や日本語教育機関認定制度に基づく日本語教育機関の適正化を図っている。また、資格外活動許可を受けた留学生について、外国人雇用状況届出を活用した資格外活動違反の調査を行っている。

## 2 外国人制度の適正化等について

## (4) 福祉・教育・住居等制度の適正化

## ウ 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化

・留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図っている。

・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を実施し、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等を指定・公表する。また、大学等における留学生の受入体制が「著しく不適切」と判断される場合、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の新規受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図っている。さらには、経営に課題を抱える大学等については、外国人留学生の在籍管理の適正性についても注視して指導等を強化するとともに、在籍管理の一層の徹底の観点から私学助成の減額・不交付措置等も検討している。

本資料は、調査票のサンプルです。  
調査の回答は、インターネット（QRコードまたはサイトURL）経由でお願いします。

### ①学校の概要

Q1-1. 学校の名称

【自由回答】

Q1-2. 学校設置者の名称

【自由回答】

Q1-3. 学校の所在地

【自由回答】

Q1-4. 連絡先電話番号

【数字を記入】

Q1-5. 連絡先メールアドレス

【自由回答】

### ②留学生の受入れ状況

Q2-1. 現在留学生※を受け入れていますか。

※「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格を取得している外国人学生をいう。

※5月現在の報告に際しては5月1日時点において、11月現在の報告に際しては11月1日時点において回答。

【いずれか1つを選択】

はい

いいえ

Q2-1で「はい」と答えた方は、Q2-2にお進みください。

Q2-1で「いいえ」と答えた方は、「⑤留学生の受入れ予定」にお進みください。

Q2-2. 留学生の人数等について学科又は専攻科ごとにそれぞれ回答してください。

学科又は専攻科名【自由回答】

設置認可分野【いずれか1つを選択】

工業分野

農業分野

医療分野

衛生分野

教育・社会福祉分野

商業実務分野

服飾・家政分野

文化・教養分野

修業年限【いずれか1つを選択】

- 1年～2年未満
- 2年～3年未満
- 3年～4年未満
- 4年～5年未満
- 5年以上

【数字を記入】

※5月現在の報告に際しては5月1日時点において、11月現在の報告に際しては11月1日時点において回答。

※「退学者」とは、対象学校の取扱い上、退学となった者。

※「除籍者」とは、対象学校の取扱い上、除籍となった者。

※「所在不明者」とは、所在が不明である者。

**現1年次生（令和○年度入学他）**

- 学則定員（ ）名
- 入学許可した者（ ）名
- 退学者（ ）名
- 除籍者（ ）名
- 現在在籍している者（ ）名（うち所在不明者（ ）名）

**現2年次生（令和○年度入学他）**

- 学則定員（ ）名
- 今年度中に転学・編入で入学許可した者（ ）名
- 今年度中の退学者（ ）名
- 今年度中の除籍者（ ）名
- 現在在籍している者（ ）名（うち所在不明者（ ）名）

**現3年次生（令和○年度入学他）**

- 学則定員（ ）名
- 今年度中に転学・編入で入学許可した者（ ）名
- 今年度中の退学者（ ）名
- 今年度中の除籍者（ ）名
- 現在在籍している者（ ）名（うち所在不明者（ ）名）

**現4年次生（令和○年度入学他）**

- 学則定員（ ）名
- 今年度中に転学・編入で入学許可した者（ ）名
- 今年度中の退学者（ ）名
- 今年度中の除籍者（ ）名
- 現在在籍している者（ ）名（うち所在不明者（ ）名）

**現5年次生以上**

- 学則定員（ ）名
- 今年度中に転学・編入で入学許可した者（ ）名
- 今年度中の退学者（ ）名
- 今年度中の除籍者（ ）名
- 現在在籍している者（ ）名（うち所在不明者（ ）名）

【自動計算入力】

※回答結果が自動で入力されます。

学科計	学則定員	入学許可した者	今年度中の退学者	今年度中の除籍者	現在在籍している者	うち所在不明者
現1年次生						
現2年次生						
現3年次生						
現4年次生						
現5年次生以上						
<b>合計</b>						

【自動計算入力】

※回答結果が自動で入力されます。

学校計	学則定員	入学許可した者	今年度中の退学者	今年度中の除籍者	現在在籍している者	うち所在不明者
〇〇学科						
〇〇学科						
〇〇学科						
〇〇学科						
〇〇学科						
〇〇学科						
〇〇学科						
〇〇学科						
<b>合計</b>						

【自動計算入力】

<b>学校計</b>		
総学則定員		人
現在在籍している者		人
<b>留学生割合</b>		%

現在在籍している者の出身国（地域）別人数【複数選択・数字を記入】

<input type="checkbox"/> アジア ・ <input type="checkbox"/> インド（ ）名 ・ <input type="checkbox"/> インドネシア（ ）名 ・ <input type="checkbox"/> カンボジア（ ）名 ・ <input type="checkbox"/> シンガポール（ ）名・・・・・・ <input type="checkbox"/> 太平洋 <input type="checkbox"/> 北米 <input type="checkbox"/> 中南米 <input type="checkbox"/> 欧州 <input type="checkbox"/> 中東 <input type="checkbox"/> アフリカ
--

【自動計算入力】

学校計	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	・・・	・・・
〇〇学科						
〇〇学科						

○○学科						
○○学科						
<b>合計</b>						

学科を追加して回答しますか。

【いずれか1つを選択】

<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---

上記で「はい。」と答えた方は Q2-2. と同様の設問が表示されるので再度回答。

上記で「いいえ。」と答えた方は Q3-1. に進む。

### ③在籍管理の実績

Q3-1. 地方出入国在留管理局による「適正校」の選定に係る実績について、日本語教育機関とそれ以外の別で回答してください。

※過去4年分の選定結果を回答。

※11月現在の報告に際しては、当該年に受けた出入国在留管理庁による「適正校」の選定結果を報告すること。ただし、報告時点までに選定結果が通知されていない場合には、通知を受けた後、速やかに報告すること。

【いずれか1つを選択】

<input type="checkbox"/> 日本語教育機関の認定を受けた課程がある。 <input type="checkbox"/> 日本語教育機関の認定を受けた課程はない。
--

※上記で「日本語教育機関の認定を受けた課程がある。」と回答した場合は以下の「日本語教育機関について」も回答する。

【いずれか1つを選択】

<b>日本語教育機関以外について</b> 令和〇年 <input type="checkbox"/> 適正校 <input type="checkbox"/> 適正校でない（新規・再開校） <input type="checkbox"/> 適正校でない（その他） <input type="checkbox"/> 選定を受けていない 令和〇年 <input type="checkbox"/> 適正校 <input type="checkbox"/> 適正校でない（新規・再開校） <input type="checkbox"/> 適正校でない（その他） <input type="checkbox"/> 選定を受けていない 令和〇年 <input type="checkbox"/> 適正校 <input type="checkbox"/> 適正校でない（新規・再開校） <input type="checkbox"/> 適正校でない（その他） <input type="checkbox"/> 選定を受けていない 令和〇年 <input type="checkbox"/> 適正校 <input type="checkbox"/> 適正校でない（新規・再開校） <input type="checkbox"/> 適正校でない（その他） <input type="checkbox"/> 選定を受けていない
--

【いずれか1つを選択】

**日本語教育機関について**

令和〇年

適正校

適正校でない（新規・再開校）

適正校でない（その他）

選定を受けていない

令和〇年

適正校

適正校でない（新規・再開校）

適正校でない（その他）

選定を受けていない

令和〇年

適正校

適正校でない（新規・再開校）

適正校でない（その他）

選定を受けていない

令和〇年

適正校

適正校でない（新規・再開校）

適正校でない（その他）

選定を受けていない

Q3-2. 本年1月1日以降に以下に該当した留学生数を回答してください。

【数字を記入】

不法残留した者（ ）名

在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するものに関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者（ ）名

在留資格を取り消された者（ ）名

資格外活動の許可を取り消された者（ ）名

退去強制令書が発付された者（ ）名

Q3-3. 在籍する留学生の資格外活動時間の実態について毎日の就業時間を把握していますか。

【いずれか1つを選択】

毎日の資格外活動の就業時間を把握

把握していません。（理由を回答： ）

Q3-4. 期間中に資格外活動違反があった留学生数を回答してください。

※期間中とは、5月現在の報告に際しては前年11月1日から本年4月30日までの期間を指し、11月現在の報告に際しては本年5月1日から10月31日までの期間を指す。

【数字を記入】

資格外活動違反があった留学生数（ ）名

Q3-5. そのほか在籍管理に関し特別な取組をおこなっているなど、特筆すべきことがあれば回答してください。

【自由回答】

**④留学生受入れのための組織体制**

Q4-1. 生活指導教職員の配置状況について回答してください。

【数字を記入】

- 留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員（ ）名
- ・うち常勤の教職員（ ）名
  - ・うち常勤の教職員であって留学生の生活指導業務に専任する者の数（ ）名

Q4-2. 専ら日本語教育を行う学科以外への日本語指導教職員の配置状況（当該学科等との併任を含む。）について回答してください。

【数字を記入】

- 日本語指導を担当する教職員の数（ ）名

Q4-3. その他留学生受入れのための組織体制等に関し、特筆すべきことなどがあれば回答してください。

※必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を所轄庁に提出すること。

（EduSurvey 調査上で提出を依頼するものではありません。）

【自由回答】

⑤留学生の受入れ予定

Q5-1. 今年度（調査時点以降）または次年度内に新たに留学生の受入れを予定していますか。

【いずれか1つを選択】

- 受入れを予定している。
- 受入れを予定していない。

Q5-1で「受入れを予定している。」と答えた方は、Q5-2にお進みください。

Q5-1で「受入れを予定していない。」と答えた方はQ6-1にお進みください。

Q5-2. Q5-1で回答した受け入れ予定の人数を回答してください。

※1 総入学定員数とは、当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数（日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。）

※2 留学生の受入予定数とは、入学許可を行い、地方出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書の交付または在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数

【数字を記入】

- 総入学定員数※1（ ）名
- 留学生の受入予定数※2（ ）名

Q5-3. 次年度内の留学生受け入れ予定数を回答してください。

【数字を記入】

- 総入学定員数※1（ ）名
- 留学生の受入予定数※2（ ）名

Q6-1. そのほか、特記事項がある場合は回答してください。

【自由回答】

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

終了

## 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながることも、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

### 現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

## 1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

### (1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

#### 文部科学省の対応策

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

#### 実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1か月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じたヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

措置済

措置済

### (2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化

(法務省令等の改正)

- ◆ 1 (1) の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

#### 出入国在留管理庁 の対応策

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」(注)とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

(注) 慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

## 2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

### (1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点  
 ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）  
 ・履修科目の正規課程科目との同一性  
 ・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする

（2）（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行  
※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

### (2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例  
 ・学則  
 ・教育課程  
 ・生徒数  
 ・教員・事務職員  
 ・施設・設備（校地・校舎、教室等）  
 ・入学者の募集、選考  
 ・在籍管理  
 ・抹消の基準 等

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

2

現状の課題

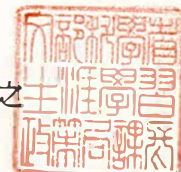
文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

22生推第51号  
平成22年9月14日

各都道府県専修学校主管課長 殿  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長  
藤野 公之



(印影印刷)

### 専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）

専修学校における留学生の適切な受入れの促進等については、従前より、御配意をいただいているところですが、このたび、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知（「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」）にて別途通知しましたとおり、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）による改正事項のうち、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化等に係る事項が、平成22年7月1日から施行されました。また、同通知では、専修学校における留学生の受入数について、総入学定員の2分の1までとしてきた一律の取扱いを改め、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあっては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることを可能としています。

文部科学省としては、「質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す」とした政府の目標（「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定））等も踏まえ、これらの措置を通じ、専修学校における留学生の受入れを更に促進していくこととしていますが、同時に、積極的な受入れの推進が不法残留等の増加につながることはないよう、各専修学校における留学生管理等についても一層の徹底を図る必要があると考えます。

ついては、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、専修学校における留学生管理等について、下記に留意の上、遺漏のないよう、所管の専修学校に対する御指導をお願いします。

### 記

#### 1 留学生管理等に関する具体的留意事項

専修学校における留学生管理等については、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2に掲げる留意事項の徹底を図るものとするが、具体的には、留学生を受け入れる専修学校において、以下の事項に関し、特に留意するものとする。

## (1) 入学者の募集・選抜について

### ① 入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

### ② 入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア～ウに留意しつつ、適切に行うこと。

#### ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可するよう配慮すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

#### イ 日本語能力の判定について

留学に係る在留資格の取得については、法令上、法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設における6か月以上の日本語の教育を受けた者又は学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)において1年以上の教育を受けた者であれば、日本語能力に関する試験の成績如何にかかわらず、その他の諸要件を満たすことにより、在留資格の取得が可能な取扱いとなっているが、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、これらの者についても、志望学科(日本語に関する学科を除く。)の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験(N1若しくはN2レベル)又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験(試験科目「日本語」)などを活用することが望ましいこと。

#### ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁方法等を含め、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

## (2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて

### ① 入学時オリエンテーションの実施について

留学生の入学時には、オリエンテーションを実施し、例えば次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

#### ア 留学期間中の勉学に関する事

#### イ 日本における生活環境、日本の文化等に関する事

#### ウ 出入国管理に係る手続に関する事(例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要であることなど)

#### エ 法令の遵守に関する事

#### オ その他の注意事項

## ②母国語によるオリエンテーションについて

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、できる限り母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

## (3) 留学期間中の在籍管理等について

### ①在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、面談等により改善指導を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告すること。

オ 退学（転校・転学を除く。）・除籍させる留学生については、特に、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、できる限り帰国するよう勧めること。また、その後の帰国状況等を十分把握すること。

### ②生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居に関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

#### ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、なるべく、留学生の生活指導に係る業務に専任できる体制を整えること。

#### イ 資格外活動（アルバイト）について

留学生による資格外活動（アルバイト）については、労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握するとともに、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

（ア）風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

（イ）アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携行すること。

（ウ）資格外活動許可の有無、労働の内容、就業場所、就業期間・時間等に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口に遅滞なく届け出ること。

#### ウ その他

留学生に対して、外国人登録の申請又は変更及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握すること。

### ③日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても、留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

### (4) 卒業時の指導等について

留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること。帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこと。また、国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対しては、その手続等について周知し、指導すること。

## 2 留学生の受入数に関する取扱い

平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2(2)に規定する留学生の受入数の取扱いについては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究(平成21年11月11日生涯学習政策局長決定)」の協力者会議においても検討が行われ、以下のような取扱いの方法例が提言されているので、これらを参考としつつ、適切に取り扱うものとする。

### 留学生の受入数に関する取扱いの方法例

#### (1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

#### (2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方入国管理局等へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続きを行うこととなる留学生の数が、設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員数」という。)の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関(日本語学科)又はそれ以外の学科について、地方入国管理局等による在籍管理能力の判定において「非適正校」の判定を受け、翌年の留学生受入れに関し入国・在留審査手続きを簡素化しないこととされた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

#### (3) 総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れ

##### ① 事前申出

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校に対し、事前に次の事項を申し出るよう求め、その申出の内容の確認を行うものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）
- ウ 在籍管理の実績
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

② 定期報告

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校に対し、次の事項を定期的に報告するよう求めるものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数
- ウ 在籍管理の実績（除籍者・退学者・所在不明者等の状況を含む。）
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

③ 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- i) 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生受入れのための組織体制について、複数年度にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることができることとする。
- ii) (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく(3)②の定期報告を行わず、総入学定員の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

(4) 留学生の受入数に関する取扱いの適用及び経過措置

① 留学生の受入数に関する取扱いの適用

(2)及び(3)の取扱いは、平成23年度入学予定の留学生の受入れから、適用するものとする。

② 経過措置

(2)アにかかわらず、総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れを平成23年度又は平成24年度から行う専修学校に求める在籍管理の実績については、次のア又はイのいずれかに該当し、その実績が良好なものであることを確認できれば足りるものとする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。

イ 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けていないこと。

《参考資料》

- ① 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」【抜粋】
- ② 専修学校における留学生受入れ等に関する文部科学省の主な通知一覧
- ③ 総入学定員の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出・定期報告の様式例

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係  
TEL 03-5253-4111(内線：2939)  
E-Mail syosensy@mext.go.jp

**「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」**

(平成22年6月18日閣議決定)

【抜粋】

**第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果****フロンティアの開拓による成長****(3) アジア経済戦略****【2020年までの目標】**

『アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) を構築』、『アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増』、『アジアの所得倍増』を通じた成長機会の拡大』

## ～「架け橋国家」として成長する国・日本～

※前 略

(アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増)

同時に、日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。具体的には、羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。また、外国人学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行うほか、貿易関連手続の一層の円滑化を図るとともに、海外進出した企業が現地であげた収益を国内に戻しやすくする。加えて、金融や運輸等のサービス分野の国際競争力を強化し、その流れの円滑化を図る。さらには、アジアや世界との大学、科学・技術、文化、スポーツ、青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。

※後 略

## 成長を支えるプラット・フォーム

### (6) 雇用・人材戦略

～子どもの笑顔あふれる国・日本～

#### **【2020年までの目標】**

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』、『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』、『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』、『国際的な学習到達度調査で常に世界トップレベルの順位へ』

※前 略

(質の高い教育による厚い人材層)

成長の原動力として何より重要なことは、国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成することである。すべての子どもが希望する教育を受け、人生の基盤となる力を蓄えるとともに、将来の日本、世界を支える人材となるよう育てていく。

このため、初等・中等教育においては、教員の資質向上や民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上とともに、高校の実質無償化により、社会全体のサポートの下、すべての子どもが後期中等教育を受けられるようにする。その結果、国際的な学習到達度調査において日本が世界トップレベルの順位となることを目指す。

また、高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、外国人学生の積極的受入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。

## フロンティアの開拓による成長

### Ⅲ. アジア展開における国家戦略プロジェクト

#### **8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大**

我が国の教育機関・企業を、積極的に海外との交流を求め、又は国内のグローバル化に対応する人材を生み出す場とするため、外国語教育や外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化を支援するほか、外国大学との単位相互認定の拡大や、外国人教職員・外国人学生の戦略的受入れの促進、外国人学生の日系企業への就職支援等を進める。一方、日本人学生等の留学・研修への支援等海外経験を増やすための取組についても強化する。

さらに、優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、職歴や実績等に優れた外国人に対し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する。また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず、就業可能な在留資格が付与されない専門・技術人材についても、ポイント制を活用することなどにより入国管理上の要件を見直し、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、海外人材受入れ制度を検討し、結論を得る。

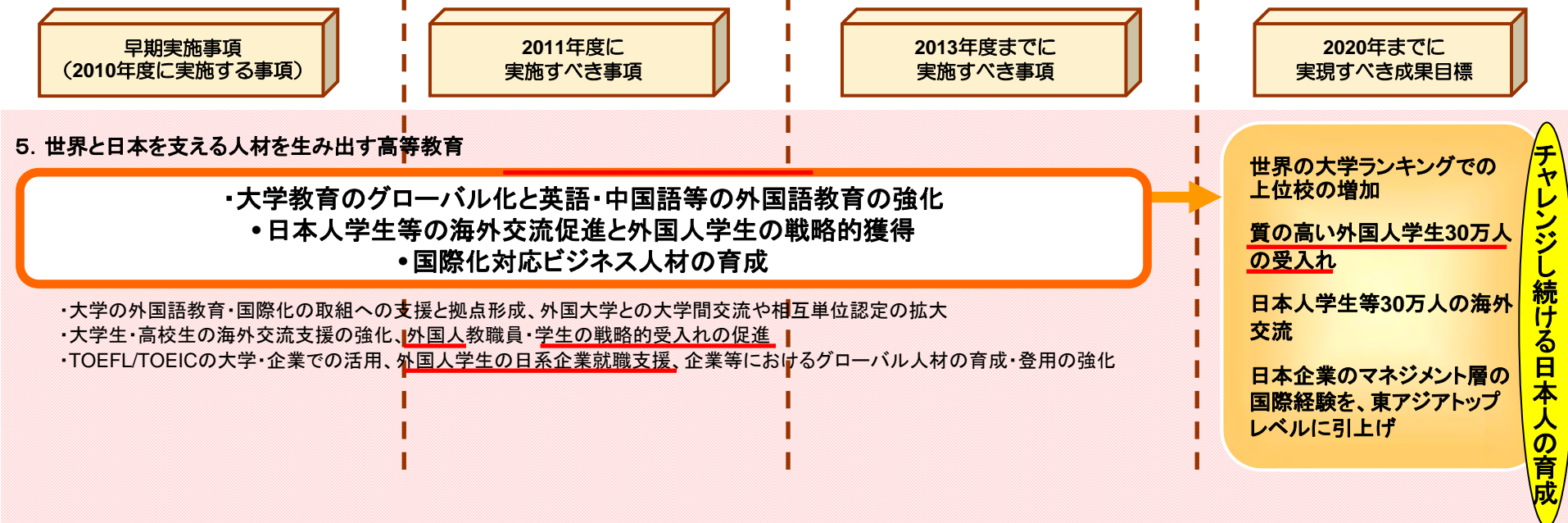
これらの施策を通じ、海外人材の我が国における集積を拡大することにより、在留高度外国人材の倍増を目指す。また、我が国から海外への日本人学生等の留学・研修等の交流を30万人、質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す。

あわせて、海外の現地人材の育成も官民が協力して進める。

### Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～



### Ⅵ 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～



## 専修学校における留学生受入れ等に関する文部科学省の主な通知一覧

文書名	日付	文書番号	文書名義者
就職活動を目的とする在留資格の取扱いについて（通知）	平成18年4月28日	18 高学支第8号	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長・高等教育局学生支援課長
外国人留学生の適切な受入れについて（通知）	平成17年1月31日	16 高学支第113号	文部科学省高等教育局学生支援課長
外国人留学生及び就学生の受入れの円滑な推進について（通知）	平成14年6月28日	14 高留学第35号	文部科学省高等教育局留学生課長
専修学校等の新規校(受入れ再開校を含む)に係る在籍管理能力の判定について（通知）	平成13年11月30日	13 高留学第85号	文部科学省高等教育局留学生課長
今後の留学生及び就学生の入国在留審査方針について（通知）	平成12年1月24日	12 学留第2号	文部省学術国際局留学生課長
大学入学のための準備教育課程の指定について（通知）	平成11年11月15日	文高大第416号	文部省高等教育局長・学術国際局長
出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部改正について（通知）	平成11年9月30日	11 学留第70号	文部省学術国際局国際企画課長・国際学術課長・留学生課長
大学入学のための準備教育課程の指定の拡大について（通知）	平成11年9月8日	文学留第358号	文部省生涯学習局長・高等教育局長・学術国際局長
外国人留学生の受入れ体制の整備充実について（通知）	平成11年6月11日	文学留第145号	文部省学術国際局長
外国人留学生の資格外活動許可の取扱いの見直し等について（通知）	平成10年8月1日	文学留第267号	文部省学術国際局長・生涯学習局長
留学生交流の推進について（通知）	平成9年10月8日	文学留第145号	文部省学術国際局長
専修学校の専門課程を卒業した留学生等の本邦における就職等について（通知）	平成9年7月31日	9 学留第49号	文部省生涯学習局生涯学習振興課長・学術国際局留学生課長
出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正について（通知）	平成9年1月27日	9 学留第1号	文部省学術国際局留学生課長
外国人留学生の入学手続時における学生納付金の取扱いについて（通知）	平成3年5月14日	文学留第150号	文部省学術国際局長・高等教育局長
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（通知）	平成2年6月29日	文学留第168号	文部省学術国際局長・生涯学習局長・初等中等教育局長

<b>総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出・定期報告の様式例</b>
---

## 〔様式例〕

申出日 平成 年 月 日

都道府県知事 殿  
都道府県教育委員会

学校設置者名  
代表者氏名 印

## 総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出書

本校における留学生の入学者募集に当たっては、今後、総入学定員数の2分の1をこえる留学生を受け入れることとします。ついては、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生に対する入学許可を行い、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定であるので、このことについて、申し出ます。

申出に当たって、下記の事項について報告します。

## 記

## ＜学校名＞

学校の名称	
学校設置者・ 代表者氏名	(設置者) (代表者)
学校の所在地・ 連絡先	(住 所) (電 話)

## 【ア. 留学生の受入状況】

現 1 年 次 生 (平成〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
現 2 年 次 生 (平成〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)
・ ・ ・	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名(うち所在不明者 名)

※ 地方入国管理局等に提出した「留学生名簿」(直近のもの)を添付すること。

**【イ. 総入学定員数・留学生の受入予定数】**

総入学定員数(*1)	名 [×1/2= 名(*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

- \*1:「総入学定員数」;当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)
- \*2:「留学生の受入予定数」;入学許可を行い、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数
- \*3:小数点以下は切り捨てること。

**【ウ. 在籍管理の実績】**

**①地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績**

		平成 年	平成 年	平成 年	平成 年
判定	日本語教育機関等関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校

- ※ 過去4年分の判定結果(受入れ予定年度の前年に受けた判定結果、及びその直前3年分の判定結果)について記載すること。なお、これらの年のうちに、判定を受けていない年がある場合は、その分の記載は不要であること。
- ※ 各年について、日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。
- ※ 判定結果について通知した地方入国管理局等の通知文書を添付すること。

**②その他在籍管理の実績等に関する事項**

**【エ. 留学生受入れのための組織体制】**

**①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況**

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であって留学生の生活指導業務に専任する者の数 ( 名)
日本語指導を担当する教職員の数(日本語教育機関以外)	名

**②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項**

- ※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

**【オ. その他特記事項】**

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日 学校代表者署名 \_\_\_\_\_



**【イ. 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数】**

**[当該年度]**

総入学定員数(*1)	名 [×1/2= 名 (*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

**[次年度]**

総入学定員数	名 [×1/2= 名 (*3)]
留学生の受入予定数	名

\*1:「総入学定員数」;当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)

\*2:「留学生の受入予定数」;入学許可を行い、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数

\*3:小数点以下は切り捨てること。

**【ウ. 在籍管理の実績】**

**①退学者・除籍者・所在不明者等の状況**

時 期	内 訳
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名
平成 年 月	不入学; ___名, 退学; ___名, 除籍; ___名, 所在不明; ___名

※ 5月現在の報告にあつては、前年11月～当該年4月における退学者等の状況を記載すること。

11月現在の報告にあつては、当該年5月～10月における退学者等の状況を記載すること。

※ 各月について地方入国管理局等に提出した「退学者等名簿(留学)」を添付すること。

**《11月現在の報告》**

**②地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績**

		平成 年
判 定	日本語教育機関等関係	適正校 ・ 非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校 ・ 非適正校

※ 11月現在の報告に際しては、当該年に受けた地方入国管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定結果を報告すること。ただし、報告時点まで地方入国管理局等からの判定が通知されていない場合には、通知を受けた後、すみやかに報告すること。

※ 日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。

**【エ. 留学生受入れのための組織体制】**

**①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況**

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であつて留学生の生活指導業務に専任する者の数 ( 名)
日本語指導を担当する教員の数(日本語教育機関以外)	名

②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項

※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

【オ. その他特記事項】

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日 学校代表者署名 \_\_\_\_\_

## 留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について

出入国在留管理庁  
平成27年1月策定  
令和6年2月改定

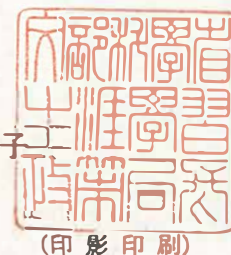
教育機関は、留学生の受入れに当たり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うことが求められる。また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、次のような取組が求められる。

- 1 卒業や退学等によって留学生の受入れを終了した場合は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第19条の17に基づき届け出るよう努めること。
- 2 進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認並びに当該教育機関の名称（学部・学科等名を含む。）及び所在地の把握に努めること。
- 3 就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努めること。
- 4 進学又は就職以外の目的をもって本邦に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努めること。
- 5 帰国を希望する留学生（出国準備のための「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。）又は進路が明らかでない留学生については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努めること。  
なお、指導に当たっては、当該留学生の理解を得た上で、人権に配慮し、丁寧な対応に努めること。
- 6 留学生が継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格をもって引き続き本邦に在留する場合には、当該在留資格への在留資格変更許可申請やその後の在留期間更新許可申請の際に受入教育機関から当該留学生に係る推薦状等の提出がなされることを条件とし、特に活動を指定して在留を許可していること等を踏まえ、教育機関は、当該留学生が継続就職活動を終了する際又は終了した後において上記2から5までと同様の確認、把握及び指導に努めること。
- 7 受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から3か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、退学又は除籍等によって受入れを終了し、入管法第19条の17に基づき届け出るよう努めること。  
なお、上記の3か月を経過する前に、入管法第19条の17に基づき、留学生の受入れ終了について、既に地方出入国在留管理局に届け出ている場合には、改めて届け出る必要はない。

22文科生第473号  
平成22年9月14日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会 殿

文部科学省生涯学習政策局長  
板東 久美子



(印影印刷)

### 専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）

専修学校及び各種学校における外国人留学生の受入れに当たっては、各専修学校・各種学校による在籍管理等が適切に行われる必要があります。

平成21年の通常国会においては「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）が可決・成立しており、同改正法による改正事項のうち、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化等に係る事項が、関係省令とともに、平成22年7月1日から施行されています。

これらの法令における専修学校及び各種学校に係る主な改正事項は、下記1のとおりですので、所管の専修学校・各種学校への周知徹底方について御配慮願います。

文部科学省としては、同改正事項を踏まえ、また、高度人材受入れの拡大等に対する要請の高まりや、現下の受入実態等を考慮し、専修学校・各種学校への留学についても、この際、その受入れの促進と同時に、改めて留学生管理等の徹底を図る必要があると考えます。

については、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、所管の専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて、下記2及び3に留意した適切な受入れが進められるよう、御指導願います。

本通知の内容については、法務省と協議した結果を踏まえたものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 専修学校及び各種学校関係の主な改正事項

平成22年7月1日から施行された改正事項のうち、専修学校及び各種学校における外国人生徒の受入れに関するものは、次のとおりであること。

(1) 在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化について

外国人留学生の安定的な在留のため、在留資格については、「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化すること。ただし、専修学校高等課程若しくは一般課程又は各種学校における外国人生徒であって、現に「就学」の在留資格を有する者にあつては、その活動内容に変更がない限り、改正法の施行後においても在留資格を「留学」に変更する必要はないこと。

〔 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の四「留学」の項、出入国管理及び難民認定法第七条第一項二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」の項 〕

(2) 留学生・就学生の資格外活動許可の取扱いについて

留学生・就学生に対し許可する資格外活動の内容について、出入国管理及び難民認定法施行規則中に明記したこと。

なお、在留資格「留学」と「就学」の一本化に伴い、資格外活動許可についても、就学生への許可に係る従来の条件は廃止し、留学生への許可に係る条件に一本化したこと。具体的には、従来「就学」の在留資格の対象とされていた専修学校高等課程及び一般課程並びに各種学校の外国人生徒の資格外活動時間については、「1日について4時間以内」から「1週について28時間以内（在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について8時間以内）」に変更されること。

〔 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第19条 〕

2 専修学校における留学生管理等に関する留意事項

(1) 適切な受入れについて

各専修学校においては、生徒数の確保の観点からのみ安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと。入学者選抜に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、入学志願者等の目的意識、学習意欲、学力等を適切に判定すること。また、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することを確認すること。

(2) 受入数について

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保する観点から、専修学校の設置目的、入学定員、教職員組織、施設設備等を考慮した適切なものとする。

このため、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続きをとる留学生に係る入学許可者数については、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（通知）」(平成2年6月29日付け文学留第168号)記4(3)の規定により、設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員数」という。)の2分の1までにとどめることとしてきたが、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、平成23年度以降に入学予定の留学生について、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて受け入れることを可能とすること。なお、入学者募集要項等において、留学生の受入予定数をあらかじめ示すことが望ましいこと。

### (3) 在籍管理等について

入学許可して受け入れた外国人生徒については、各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要があること。

このため、各専修学校においては、留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底すること。学校外の日常生活に関しても、各留学生に対する十分な指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

また、勉学状況等に関し改善の見込みのない者に対しては、退学・除籍等の処分を適切に行う必要があること。退学・除籍等の処分を行い、生徒が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、原則として帰国を勧めることとし、帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うなど、適切に対応すること。

### 3 各種学校における留学生管理等に関する留意事項

各種学校における留学生の受入れについても、上記2(1)及び(3)に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

#### 【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係  
TEL 03-5253-4111(内線：2939)  
E-Mail syosensy@mext.go.jp

○出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)新旧対照表(抄) 【在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化関係】

第一条改正後

現行

別表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係)

別表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十条の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一条の二の八関係)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留資格	本邦において行うことができる活動
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	留 学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
(削る)	(削る)	就 学	本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(一の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。)	研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。)
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格(外交、公用技能実習及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格(外交、公用及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年七月十五日法律第七十九号)(抄)

附 則

(第一条の規定による入管法の一部改正に伴う経過措置等)

第五条 (略)

2 第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の就学の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該就学の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

◎ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二項の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正法施行時（一条改正分・平成二十二年七月一日）

改正法公布時（平成二十一年七月十五日）

活動	基準
(略) 法別表第一の四の表の留学の項の下の欄に掲げる活動	(略) 一 申請人が次のいずれかに該当していること。 イ、ロ (略) ハ 申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。 ニ 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。 三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第一号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。 四 申請人が高等学校において教育を受け

活動	基準
(同上) 法別表第一の四の表の留学の項の下の欄に掲げる活動	(同上) 一 申請人が次のいずれかに該当していること。 イ、ロ (同上) (新設) ニ 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用（以下「生活費用」という。）を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。 三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。

ようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

五

申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明

（新設）

四

申請人が専修学校の専門課程において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。

イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校において教育を受けるに足りる日本語能

	<p>された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>六 申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p>
(削る)	(削る)

<p>法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>五 申請人が専修学校の専門課程において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> <p>六 (同上) (新設)</p> <p>一 申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受け</p>
--------------------------------	--

---

---

る場合を除く。）。

二 申請人が生活費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。

三 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

四 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

---

---

イ 申請人が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること

ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。  
五 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

六 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること

◎ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）新旧対照表（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正法施行時（一条改正分・平成二十二年七月一日）	改正法公布時（平成二十一年七月十五日）
<p>（資格外活動の許可）</p> <p>第十九条</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）が、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。</p> <p>一 第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの</p> <p>二、三 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。</p>	<p>（資格外活動の許可）</p> <p>第十九条</p> <p>1、2 （同上）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）が、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。</p> <p>一 第一項に規定する外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関の職員、当該外国人が研修若しくは教育を受けている機関の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの</p> <p>二、三 （同上）</p> <p>4 （同上）</p> <p>4 （新設）</p>

一 一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれていてる営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

6 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券に記載された資格外活動の許可の証印をまつ消するものとする。

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
留学 (略)	(略)
月	二年三月、二年、一年三月、一年又は六月

○「在留資格『留学』」をもって在留する者に対する資格外活動許可に係る取扱いの変更について（通達）（平成10年8月1日付 法務省管第2683号 法務省入国管理局長通達）

【在留資格「留学」の資格外活動許可の内容】

1 週について28時間以内（当該教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動で風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所以外の場所において行われるもの。

【在留資格「就学」の資格外活動許可の内容】

1 日について4時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動で風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所以外の場所において行われるもの。

(新設)

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
留学 (同上)	(同上)
月	二年三月、二年、一年三月又は一年

(削る)	(削る)
(略)	(略)

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の二、第二十四条関係）

留学 (略)	在留資格 (略)	活動 (略)	資料 (略)
法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動			
一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し			
二 (略)			
三 申請人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間を証する文書			
四 申請人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の留学の項」という。）の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書			

就学 (同上)	一年三月、一年又は六月 (同上)
------------	---------------------

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の二、第二十四条関係）

留学 (同上)	在留資格 (同上)	活動 (同上)	資料 (同上)
法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動			
一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し、研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間を証する文書			
二 (新設) (同上)			
(新設)			

別表第三の二（第二十一条、第二十一条の二関係）

(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	留学 (略)	在留資格 (略)
(削る)	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	活動 (略)
(削る)	二 (略) した成績証明書	資料 (略) 一 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が基準省令の留学の項の下欄第一号に該当する活動を行う場合にあっては、出席状況を記載した成績証明書）

別表第三の二（第二十一条、第二十一条の二関係）

就学 (同上)	法別表第一の四の就学の項の下欄に掲げる活動	一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し 二 卒業証明書及び経歴を明らかにする文書 三 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至つた経緯を明らかにする文書 (同上)
就学	留学 (同上)	在留資格 (同上)
法別表第一の四の就学の項の下	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	活動 (同上)
二 (同上) 一 教育を受けている機関からの在学証明書及び出席状況を記載した成績証明書 二 在留中の一切の経費の支	二 (同上) 一 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書	資料 (同上)

別表第四（第六条の二関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
法別表第一の四の表に掲げる活動（留学）	一（略） 二 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号イ又はロに該当する活動を行う場合は次に掲げる者 ア 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員 イ 本人の学費又は滞在費を支弁する者 ウ 本邦に居住する本人の親族 三 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当す

別表第四（第六条の二関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
法別表第一の四の表に掲げる活動（留学）	一（同上） 二 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員 三 本人の学費又は滞在費を支弁する者

(略)	(削る)	
(略)	(削る)	<p>四  (削る)</p> <p>掲げる者  ア 本人が交換学生である  場合における学生交換計画を策定した機関の職員  イ 本人が高等学校（中等  教育学校の後期課程を含む。）において教育を受けようとする場合にあっては本邦に居住する本人の親族</p>
(同上)	<p>法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動（就学）</p>	
(同上)	<p>三 本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教育を受けようとする場合にあっては本邦に居住する本人の親族</p> <p>二 本人が交換学生である場合ににおける学生交換計画を策定した機関の職員</p> <p>一 本人が教育を受ける本邦の機関の職員</p>	<p>四 本邦に居住する本人の親族</p>